マイナンバーカードと保険証の一体化（従来の保険証の廃止）に伴う
加入医療保険情報の確認書類について

令和６年 12 月２日より、従来の保険証が新たに発行されなくなり、マイナンバーカードと保険証の一体化が実施されたことに伴い、特定医療費（指定難病）の各種手続における提出書類を変更しました。

なお、県では、マイナ保険証（マイナンバーカード）からのデータ読み取りによる加入医療保険の確認については、現在検討中です。

１　加入医療保険情報の確認書類

当分の間は、次の確認書類の内いずれか一つをご提出いただきますようお願いします。

⑴　「資格情報のお知らせ」の写し
※右下のカード部分だけでなく、お知らせ全体を

被保険者資格の基本情報が記載されており、個人単位で発行されます。

イメージ

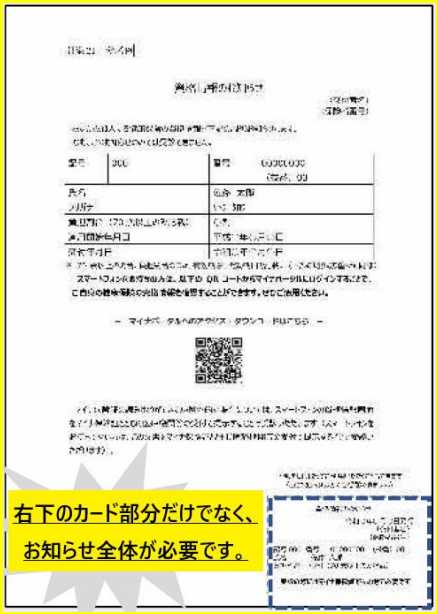

⑵　「資格確認書」の写し

マイナンバーカードの健康保険利用を申請していない人及びマイナ保険証を所持しているが、事情によりオンライン資格確認ができない状況にある人に交付されます。

イメージ

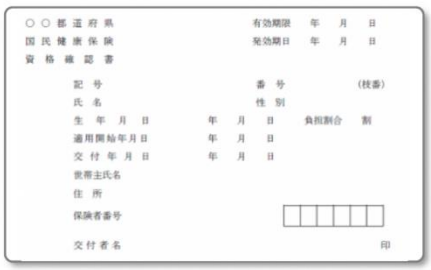

⑶　マイナポータル画面を印刷したもの
※資格情報の「区分」～「裏面」までが分かるもの

資格情報の「区分」～「裏面」までが分かるように、スクリーンショットを撮ったものを印刷してください。

「本人家族の別」「保険者名」が記載されていない場合は、別途確認書類が必要です。

〔確認方法〕
1　マイナポータルにログイン
2　健康保険証を選択
3　資格情報の「区分」～「裏面」までをスクリーンショットして印刷

↑※詳しくは、「マイナポータル　操作マニュアル」で検索

イメージ

⑷　「有効期限内の健康保険証」の写し

※⑴・⑵の再交付等については、加入している保険者へお問い合わせください。

２　提出範囲

加入している医療保険	書類提出の要否
国民健康保険 国民健康保険組合 後期高齢者医療制度	患者と同じ医療保険に加入している世帯全員分の確認書類の提出が必要
上記以外の医療保険	患者と被保険者（患者と同じ医療保険の加入者）の確認書類の提出が必要 ※患者本人の書類に被保険者の名前の記載があれば、被保険者の書類は省略可

本お知らせは令和７年１月 10 日時点の取り扱いとなります。